



令和2年3月24日 15時30分  
資料配布 近畿地方整備局

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は港振興業株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号：港振興業株式会社

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

### 3. 処分理由

港振興業株式会社及び同社の元代表取締役は、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社は罰金600万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課

課長 高城 辰哉（内線6141）  
課長補佐 山崎 博文（内線6144）

電話 06-6942-1141(代)  
06-6942-1059(夜間直通)

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：港振興業株式会社  
許可：国土交通大臣（般・特-27）第16868号  
代表者：高田 啓三  
主たる営業所：大阪市西区九条南2-16-23

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和2年4月8日から令和2年4月14日までの7日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業にかかる営業の全て

### 3. 処分理由

港振興業株式会社の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成26年7月1日から同27年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税確定申告書を提出し、平成27年7月1日から同28年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和元年11月27日に大阪地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社は罰金600万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。